

家族関係事件の国際的訴訟競合と ブラッセル 2 bis

法務研究科

小 梁 吉 章

1. 欧州連合における国際裁判管轄に関する規定の進展

現在の欧州連合は、欧州経済共同体などの共同体を前身としているが、その一つである「欧州経済共同体の創設を定めるローマ条約」は、1957年3月25日に原加盟国6カ国によって調印されている。同条約の220条においてすでに、加盟国は「判決の相互承認と執行にかかるとする手続の簡素化」に努めることとされていた。同条約の制定作業に当たった専門委員会でも委員長を務めた当時のベルギー外務大臣ポール＝アンリ・スパークは、調印の式典で「本条約はわれら国民の福祉、われらの経済の発展、社会の進歩、あらたな産業商業の可能性を開くもの」であると格調高く成果をたたえている。そして判決の相互承認と執行の手続の簡素化という目標については、1968年9月27日に「民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の執行に関する条約」(ブラッセル条約⁽¹⁾)が調印され、1973年2月1日に創設6カ国を締約国と

(1) Convention de Bruxelles du 27 septembre 1968, concernant la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale. 「ヨーロッパ判決執行条約」、「EC管轄執行条約」「ブラッセル条約」とも呼ばれた。ブラッセル条約は欧州連合に加盟しただけでは適用されず、適用のためには個別の決定を要するという特性を有し、このため加盟国 (*Etats membres*) ではなく、締約国 (*Etats contractants*) という表現が使われた。なおこれは条約であって法律ではないので、条約の解釈は欧州司法裁判所に委ねられていた (Gaudemet-Tallon, *Les conventions de Bruxelles et de Lugano*, 2e éd., L. G. D. J., 1996, p.6)。

して発効した。同条約が成立するまで、欧州共同体の各国は国際裁判管轄と外国判決承認・執行について個々に条約を結んでいたが、同条約はこれらの個別の条約に代わって包括的に規定したのである(同条約55条)。

一方、欧州共同体に対抗するべくイギリスを中心とする経済地域として、欧州自由貿易連合(EFTA)が1960年に設けられていた。しかしその後、EFTA加盟国は次々に欧州共同体に加盟することとなり、同共同体の加盟国は増加していくことになった。こうしたあらたに共同体に加盟した国は、1978年10月9日ルクセンブルグ条約、1989年5月26日サン・セバスティアン条約を結ぶことによってブラッセル条約の適用を受けることとされた。さらに1988年9月16日には当時、欧州自由貿易連合に残っていた6カ国⁽²⁾との間でブラッセル条約を準用するため「民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の執行に関するルガーノ条約⁽³⁾」が結ばれた。ブラッセル条約は、欧州共同体に加盟する各国のあいだの民商事の裁判手続を整理、簡素化することに大きく貢献したといえることができる。なおルガーノ条約は、2007年10月30日に改正条約が調印され、関係各国による批准待ちの状態にある。スイスについては早ければ2010年1月1日に発効の予定である。

その後、ブラッセル条約の趣旨を生かしながら、さらに加盟各国間の関係の緊密化を図る動きが始まる。1992年には、欧州共同体という人格なき団体を欧州連合という超国家的団体に止揚するマーストリヒト条約が締結された。1997年12月22日には欧州連合委員会から同理事会にブラッセル条約の改定案として、民事および商事に関する判決の欧州連合加盟国における管轄、承認・執行に関する条約草案が提出された。さらに1999年10月15、16日にはフィンランドのタンペレで理事会が開催され、そこで「裁判所の判決・

(2) 当時、スイス、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、オーストリアの6カ国。

(3) Convention de Lugano du 16 septembre 1988, concernant la compétence judiciaire et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale.

決定の相互承認を強化し、法律を近接化することは司法当局間の協力と人権の法的保護を促進することを原則と定め、「判決・決定の承認・執行のための手続の簡素化措置」をとるための具体的な工程が示された。すなわち、欧州連合は単に経済的な単位ではなく、これを一つの法律上の地域 (*espace judiciaire européen*) とし、「自由・安全・正義の地域」とすることが承認されたのである。

こうした工程の成果として、2000年12月22日の欧州理事会規則番号44/2001が成立した。これは、ブラッセル条約に代わり、財産関係事件に関する裁判管轄と外国判決承認と執行について定めるもので、ブラッセル条約の趣旨を受け継ぐものであることから、一般に「ブラッセル1」と呼ばれ⁽⁴⁾、2002年3月1日に発効している。さらに2004年4月21日には、「欧州債務名義」(*titre exécutoire européen*)にかかわる欧州理事会規則番号805/2004が成立し、翌年1月21日に発効している。これは債務者が異議を述べない債権については各国の裁判所の債務名義の効果を他の加盟国においても承認し、その執行を認めるものである⁽⁵⁾。財産関係事件については着々と欧州法域が形成されている。

一方、家族・人事関係の事件の民事訴訟手続についても規則制定が進められている。

すでに1992年7月29日の欧州連合条約(マーストリヒト条約)のK.3条

(4) 民事および商事に関する裁判管轄ならびに判決の承認と執行に関する規則。Règlement (CE) No. 44/2001 du 22 décembre 2000, concernant la compétence judiciaire, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière civile et commerciale, JOCE L 12 du 16 janvier 2001, p. 1. なお、デンマークは加わっていない(1条3項)。

(5) Règlement no. 805/2004 du Parlement européen et du Conseil, du 21 avril 2004, portant création d'un titre exécutoire européen pour les créances incontestées. スーリサ教授は、欧州債務名義規則を「一種の革命」と評し、「加盟国の全幅の相互信頼と誠実な協力」によるものであるとしている(C. Nourissat, Droit civil de l'Union européenne: panorama 2004, D. 2005, p. 613)。

は「民事における司法共助」(K. 1条)のために各国に制度の確立を求めていたところであるが、同条にしたがって、1998年5月28日に家族・人事関係の事件について国際裁判管轄と外国判決の承認・執行に関する協定を設けていた⁽⁶⁾。これは離婚、別居、離婚無効の訴えに関する民事手続とこれらの手続の当事者間の子にたいする親としての責任⁽⁷⁾の民事手続について、国際裁判管轄と域内の他の加盟国の裁判所の行った判決等の承認・執行を規定するものであった。ただし、これは欧州理事会の協定 (*acte de conseil*) であって、前文では理事会が加盟各国に国内法にしたがって協定を受け入れるように勧告していた。それから2年後の2000年5月29日、この協定を一部修正して、欧州理事会規則番号1347/2000が制定され⁽⁸⁾、2001年3月1日に施行された。民商事の財産関係の事件にかかわる2000年規則が「ブラッセル1」と呼ばれているので、その家族版であるという意味でこの規則は一般に「ブラッセル2」と呼ばれた。その後、前記の1998年協定のあとに、タンペレ理事会が開催されたこと、フランス政府が離婚後の親が子に面会する権利を規則に加えることを提案したこと、またブラッセル2が離婚等について有責者の責任をあつかっていないことなどから、ブラッセル2を改正して、2003

(6) Acte du Conseil du 28 mai 1998 établissant, sur la base de l'article K. 3 du traité sur l'Union européenne, la convention concernant la compétence, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière matrimoniale. JO n° C221 du 16 juillet 1998, p. 1-17. アムステルダム条約のk. 3条のc)は「assurer, dans la mesure nécessaire à l'amélioration de cette coopération, la compatibilité des règles applicables dans les États membres」と規定する。

(7) 2003年規則では、parental responsibilityまたはresponsabilité parentaleとは、子自身またはその財産について裁判上の決定、法律または合意によって自然人または法人に課せられる権利・義務の総体をいう。

(8) Règlement no. 1347/2000 du Conseil du 29 mai 2000 relatif à la compétence, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière matrimoniale et en matière de responsabilité parentale des enfants communs. JO n° L160 du 30 juin 2000, p. 19-36. なお同じ5月29日には民商事にかかわる裁判上および裁判外の文書の送達通知に関する規則番号1348/2000が制定されている。

年11月27日欧州理事会規則番号2201/2003が制定され⁽⁹⁾、2005年3月1日に施行されている。この規則はブラッセル2の後継であるという意味で一般に「ブラッセル2 bis」と呼ばれている。

このように欧州連合では、財産関係、家族人事関係のいずれの事件についても域内での国際裁判管轄を整然と定め、さらに外国判決の承認・執行について規則化し、欧州法域の形成を着実に進めているところである。これで問題が起きないかといえ、一つ訴訟競合 (*litispendance*) の問題が残っている。ブラッセル1もブラッセル2 bisも裁判管轄の生じる原因を一つに限っていないから、訴訟が国際的に競合する可能性は残されており、ブラッセル1(第9節)、ブラッセル2 bis(19条)が訴訟競合について規定している。本稿では、ブラッセル2 bisの規定を検討したあと、家族事件の訴訟競合の事例を見てみよう。

2. 欧州連合の家族・人事事件の国際裁判管轄と外国判決の承認・執行

次に、ブラッセル2 bisの中身を見てみよう。

これは1998年協定、ブラッセル2と同様、婚姻関係と親子関係を大きく二つにわけている。1998年協定とブラッセル2は離婚、別居と婚姻無効の裁判と親の子にたいする責任の裁判の国際裁判管轄と外国判決の承認・執行を定めることとしていたが、親の子にたいする責任の中身については詳細に述べておらず、その範囲がかならずしも明らかではなかった。ブラッセル2 bisは、この点について1条2項で監護権と面会権⁽¹⁰⁾、後見・保佐、子自身とそ

(9) Règlement (CE) n° 2201/2003 du Conseil du 27 novembre 2003 relatif à la compétence, la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière matrimoniale et en matière de responsabilité parentale abrogeant le règlement (CE) n° 1347/2000. JO n° L 338 du 23 décembre 2003, p. 1-29.

の財産を管理・代理・補佐する者または機関の選任，保護家庭または保護機関へ置くこと，子の財産管理のための保全処分を列挙している。前記のとおりフランス政府からの提案を反映したものと思われる。ただし，嫡出などの親子関係，養子縁組，子の名まえ，後見からの解放，扶養義務，信託と相続，子による犯罪については適用範囲外とされている。

(1) 国際裁判管轄について

離婚等の事件と親の子にたいする責任についての事件では規定が異なっている。

まず離婚等については，当事者両人が常居所 (*résidence habituelle*) を有する地，当事者の一方がなおそこに居住している場合には当事者両人の最後の常居所地，当事者両人の共同の申立ての場合には当事者のいずれかが常居所を有する地，申立人がその直前1年以上を常居所を有する地，申立人がその直前6ヶ月以上常居所を有し，かつ当該国の国民であるか，英国とアイルランドの場合にはドミサイル (*domicile*) を有する場合にはその地，以上のいずれかの地の国，および当事者両人の国籍が同一のときはその国または英国とアイルランドの場合には，共通のドミサイルの地の国に，国際裁判管轄が認められる (ブラッセル2 bis 第3条1項)。ドミサイルの意味は英国およびア

(10) *rights of custody and rights of access* または *le droit de garde et le droit de visite*. 前者は，子の住居を決定するなどの子の監護に関する権利をいい，後者は，一定の期間，子を平常居る場所以外に連れ出す権利を意味する。わが国の裁判例では「離婚の際に未成年の子の親権者と定められなかった親は，子の監護に関する処分の一つとして子との面接交渉を求めることができる」とされ (東京高決平成19年8月22日)，月に1，2回数時間の面接が認められることがある。一方，*droit de visite* は，子を常居所以外の場所に連れ出す権利であり，たとえばパリ大審裁判所家事部2006年9月14日判決は，月の第1週，第3週，第5週の土曜日の授業終了時から翌月曜日の授業開始時まで子を父のもとに，それ以外は母のもとに置くことを命じており，一日数時間という単位ではないようである。

イルランド法による。これは1998年協定、ブラッセル2と同様である。

一方、親の子にたいする責任については、原則として申立てが行われた時点で子が居住する地の国に国際裁判管轄が認められる(同8条1項)。1998年協定、ブラッセル2では原則として、上記の親の離婚等について国際裁判管轄を有する地の国に子にたいする責任の事件の管轄を認め、子が当該国に常居所を有しない場合、親の少なくとも一方が責任を果たし、かつその国際裁判管轄を親双方が認め、かつ子の利益になる場合に、子が現に常居所を有する地の国に国際裁判管轄を認めることとしていた。つまり従来は離婚する親の観点から子にたいする責任の事件の管轄を決定していたが、2003年規則はもっぱら子の利益を重視したものであるといえる。また、離婚等の事件の国際裁判管轄から親の子にたいする責任に関する事件の国際裁判管轄が導かれる場合がある(同12条)。これは離婚等の事件の少なくとも一方が親の責任を果たすこととされており、かつ12条による国際裁判管轄を当事者および関係者が認めることを必要としている(同12条1項)。

なおブラッセル2 bisには、フォーラム・ノン・コンベニエンス(*forum non conveniens*)の法理が一部ではあるが、採用されており、興味深い。同15条は「事案審理により適当な法廷地への移送」を規定する。これは親の子にたいする責任に関する事件の国際裁判管轄について規定し、訴えを受理したある国の裁判所は、事件本人である「子が特別な関係(*lien particulier, particular connection*)を有する地の国の裁判所が事案を審理するのにより適切な場合」で「子の利益になるとき」には「例外的に」移送することができるとしている。ブラッセル条約について、ゴードメ＝タロン教授は管轄規定は強行的であるからフォーラム・ノン・コンベニエンスの法理と適合しないと説明しており⁽¹¹⁾、また、ブラッセル1および2も実際にフォーラム・ノン・コンベニエンスの法理を採用していなかったが、ブラッセル2 bisは結

(11) H. Gaudemet-Tallon, *Les conventions de Bruxelles et de Lugano*, 2e éd., LGDJ, 1996, p. 49.

果的にこの法理を一部導入していることになった⁽¹²⁾。ただし子の利益を優先するために、あくまで親の子にたいする責任というきわめて限られた範囲でのみこの法理を導入したにすぎない点をあわせて注意するべきである。

(2) 外国判決の承認・執行

欧州連合のいずれかの加盟国の裁判所の判決は、他の加盟国においていかなる手続を経ることなく承認される (ブラッセル2 bis 第21条1項)。これは離婚等の事件、親の子にたいする責任の事件を問わない。ただし、離婚等の事件については、その判決を承認することが、自国の公序に明らかに反する場合、その訴えが敗訴した当事者に適時かつ防御の機会を与えるような方法で送達されていなかった場合、自国での同じ当事者間の裁判の判決に反する場合および自国または第三国での同じ当事者間の争いについて先行する判決があって、それに反する場合には承認されない (同22条)。親の子にたいする責任の事件では、判決の承認が明らかに子の利益に反する場合、緊急の場合を除き、訴訟手続規則に反して、子の意見を聞かずに判決がなされた場合、その訴えが敗訴した当事者に適時かつ防御の機会を与えるような方法で送達されていなかった場合、判決が親の責任を果たすのに障害となると主張する者の意見を聞かずに判決が行われた場合、子を他の加盟国の保護家庭または保護機関におくこととする場合で当該国の政府機関と事前に協議することなく判決が行われた場合、さらに離婚等の事件と同様に、自国での同じ当事者間の裁判の判決に反する場合および自国または第三国での同じ当事者間の争いについて先行する判決があって、それに反する場合には承認されない (同23条)。なお、外国判決の承認にあたっては実質再審理は禁じられている (同26条)。

(12) ショーバンとクルトンの二人の破毀院調査裁判官の評価 (Cass. Civ. 1er, 11 juin 2008, D. 2008, p. 2368, observation: P. Chauvin et C. Creton)。

(3) 訴訟競合

上記のように離婚等の事件，親の子にたいする責任の事件いずれについても国際裁判管轄は複数認められる余地がある。このためブラッセル2 bis は、訴訟競合に備えた規定を設けている（同19条）。離婚等の事件が加盟国の裁判所（第一裁判所）に係属したのちに、同一の当事者の離婚等の訴えが他の加盟国の裁判所（第二裁判所）に提起された場合、第二裁判所は第一裁判所がその国際裁判管轄について判断するまで判断を停止することとされ（同19条1項）、これは親の子にたいする責任の事件も同様である（同19条2項）。つまり時間的に早く係属した裁判が優先することになる。第二裁判所の判断の停止中に第一裁判所がその国際裁判管轄があると判断した場合には、第二裁判所は訴えを却下することになり（同19条3項）、訴えを却下された当事者は第一裁判所に反訴を提起することができる（同19条3項後段）。

例外的に、親の子にたいする責任の事件については、ブラッセル2 bis は適切法廷地による解決を図っている（同15条）。子の利益を考慮して、訴えが提起された裁判所以外に適切な裁判所があるならば、審理を停止し、当事者に適切な裁判所への提訴を勧告するとしている。

3. 家族・人事事件の国際訴訟競合の例

次に、ブラッセル2のもとで離婚訴訟が国際的に競合した事件とブラッセル2 bis が発効したあとに生じた同様の事件を一件ずつ見ることにしよう。フランス破毀院2006年12月12日の判決は欧州連合加盟国と非加盟国で離婚事件が競合した事案、同2008年6月11日判決はフランスとイギリスという加盟国のあいだで離婚訴訟が競合した事案である。

(1) 破毀院2006年12月12日民事第一部判決⁽¹³⁾

フランスとコートジボアールの二重国籍を有するX男とフランス国籍のみ

を有するY女は、1976年にコートジボアールで婚姻した。その後、Y女はフランスに移り住み、X男はコートジボアールに分かれて住んでいた。2001年9月12日Y女がX男を相手としてボルドー大審裁判所に離婚の訴えを提起した。一方、X男は2001年10月17日にコートジボアール・アビジャンの民事裁判所に離婚の訴えを提起した。ボルドー大審裁判所はY女の請求を容れた。X男が訴訟競合の抗弁を挙げて控訴したが、ボルドー控訴院2003年2月12日判決は、フランス民法典が同国民にかかわる事件について同国の国際裁判管轄を認めている(14条と15条⁽¹⁴⁾)ことを理由に、X男の控訴を棄却した。

X男は上告し、事実審では係属する二つの手続を検討し、いずれの裁判が先に係属したのか日時を確認しなければならないのに、それが行われなかったこと、訴訟の係属には訴訟法律関係が形成され、訴えが被告の承知するところになり、呼び出しを受けることを要し、離婚の場合には調停が前置され⁽¹⁵⁾、被告に通知されるべきなのに、控訴院はこれらの点について確認を怠っていること、原判決はフランス民法典の裁判管轄規定を理由としているが、国際的な訴訟競合については承認予測説を採用すべきであること、以上三点を主張した。

破毀院は、ブラッセル2の2条1項b号(ブラッセル2 bisでは3条1項b号にあたる)が当事者双方が同一国籍のときは当該本国に離婚等事件の国際裁判管轄があるとの規定に基づき、本事件でのフランスの国際裁判管轄を

(13) Cass. Civ. 1er, 12 dcembre 2006, D. 2007, p. 780, observation: J.-G. Mahinga.

(14) 民法典14条前段は「フランス非居住者の外国人であってもフランス人と同国内で契約した債務の履行については同国の裁判所に呼び出される」、同15条は「フランス人は外国人とのあいだであっても外国で刑策した債務についてフランスの裁判所に呼び出される」と規定する。過剰管轄ともいわれている。

(15) 民事訴訟法典第3編第1部は、人事訴訟を規定し、その第5章は親族関係事件を規定する。離婚と別居については第5章第2節で双方同意離婚(同2款)、調停(勸解)、訴訟(以上同3款)で構成されている。

認め、被告X男の主張を排し、上告を棄却した。

なお、同日、同民事第一部はもう一件、渉外的要素のある離婚事件の国際裁判管轄について判断している。これはいずれもアルジェリア国籍でフランスに常居所を有する夫婦のうち、妻がフランスの裁判所に離婚の訴えを起こし、そのあとで夫がアルジェリアの裁判所に同様の訴えを提起した事件であった。原判決（エクサンプロバンス控訴院2004年5月14日判決）はアルジェリアの国際裁判管轄を認めて、妻の訴えの方を棄却したが、破毀院民事第一部は、両当事者の常居所の存在（ブラッセル2の2条1項a号の一、ブラッセル2 bisでは3条1項a号の一に当たる）に基づいて、フランスの国際裁判管轄を認め、原判決を破毀した。

(2) 破毀院2008年6月11日民事第一部判決⁽¹⁶⁾

いずれもフランス国籍のX男とY女は、1996年に婚姻した。その後、二人が日本にいるあいだに子が生まれ、2004年から親子三人でイギリスに居住していた。2005年3月24日、X男はブラッセル2 bisに基づいて、Y女を被告としてフランスの裁判所に離婚の訴えを提起した（フランス裁判）。一方、Y女も同じ日の3月24日、居住していたイギリスの裁判所にX男を被告として同様に離婚の訴えを提起した（イギリス裁判）。フランス裁判の訴えの提起の時間の記録は残されていなかったが、イギリス裁判については訴訟費用が午前10時45分に支払われたことが伝票の上に残され、またその日12時30分にX男の勤務先に訴状が送達されたことを確認することができた。

フランス裁判では、Y女はブラッセル2 bis第19条に基づき、訴訟競合の抗弁を提出した。

原判決（パリ控訴院2006年9月14日判決）は、イギリス裁判の帰趨を待

(16) Cass. Civ. 1er, 11 juin 2008, D. 2008, p. 2367, observation: P. Chauvin et C. Creton.

つこととし、訴訟を一時停止することとした。その後、2007年7月13日、ロンドン高等法院 (High Court of Justice) は、離婚判決を行った。X男は、フランス裁判が一時停止されたことについて上告した。Y女は、すでにイギリス裁判の判決が出ていることから、訴えの却下を求めたが、X男は、当該外国判決の承認について破毀院に判断をゆだねるべきであり、イギリス裁判とフランス裁判のいずれが先に係属したかの証明責任はY女にあり、フランス裁判の係属の時間を証明しなかったため、Y女の抗弁は退けるべきであったことを主張した。

この点について、破毀院は、二つの裁判所に同日訴訟が係属し、「訴訟の競合の抗弁を提出する当事者が、自ら管轄があるとする裁判所に訴えを提起した時間を証明するときは、この抗弁を排する他方の当事者がもう一方の訴訟の提起の時間を証明しなければならず」、「Y女は、2005年3月24日の12時30分に訴状の送達を証明しており、原判決がX男はフランス裁判がその時点以前に提起されたことの証明をしていない」とし、証明責任を転換することをせず、「イギリス裁判が先に係属したため、上告理由は当たらない」として、上告を棄却した。

4. わが国の状況

(1) 国際裁判管轄規定の制定作業

2008年9月3日に開催された法制審議会第157回会議で、法務大臣から「経済取引の国際化等に対応する観点から、国際裁判管轄を規律するための法整備を行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」とする諮問第86号が出されている。現在までに法務省から研究委託を受けた国際裁判管轄研究会が詳細な報告書を作成・発表している⁽¹⁷⁾。これまでわが国では国際裁判管轄の基準は判例によって形成されてきたが⁽¹⁸⁾、いよいよ国際裁判管轄の基準が法律化されようとしている。

こうしたわが国の動きは、欧州共同体・欧州連合ですでに1968年にブラッセル条約が成立していたことと比べると遅れていることは否めない。ただ手をこまねいていたわけではない。1996年(平成8年)の民事訴訟法改正に先立って1993年5月に公表された「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」においても、すでに「国際裁判管轄に関する規定を新たに設けるべきであるとの指摘がある」が、「なお検討を要する」とされていた⁽¹⁹⁾。しかし、当時はヘーグ国際私法会議において全世界的な規模での国際裁判管轄条約を制定する作業⁽²⁰⁾が進んでおり、そこでの検討を待つこととされていた⁽²¹⁾。ヘーグ

- (17) 国際裁判管轄研究会「同報告書(1)～(6)」NBL883号37頁, 884号64頁, 885号64頁, 886号81頁, 887号114頁, 888号72頁。なお、2008年10月13日開催の国際私法学会第118回大会シンポジウムも「国際裁判管轄立法に向けて」をテーマとした。
- (18) とくに最二判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁と最三判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁。
- (19) 法務省民事局参事官室編『民事訴訟手続に関する改正試案』(商事法務研究会, 1994)48頁と補足説明79頁。
- (20) ヘーグ国際私法会議では、1994年に、民事及び商事に関する国際裁判管轄の一般的かつ広範なルールと外国判決の承認・執行のルールを定める新条約の作成の可能性について検討が開始され、1996年には、正式議題として同条約の作成作業を行うことが決定され、同会議の民事および商事に関する国際裁判管轄権および外国判決の効力に関する特別委員会は1999年10月30日には「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決の効力に関する条約準備草案」を採択した。2001年6月に開催された第1回の外交会議において、いくつかの重要な論点につき各国の意見が大きく対立したため、第2回の外交会議の開催のめどが立たなくなり、2002年4月に開催された一般問題特別委員会において方針の変更が合意され、多くの国の賛成が得られる事項に範囲を限定した小規模な条約を作成することとされ、結局、合意管轄に限った条約案が作成されるにとどまったところである
- (21) 2005年9月6日の法制審議会総会決定「諮問第48号に関する審議結果報告」は「我が国は、平成8年の現行民事訴訟法典の制定に当たり、ヘーグ国際私法会議において、国際裁判管轄に関する包括的な条約の作成作業が行われていることを理由として、この点に関する規定を設けなかったという経緯がある」と述べている。

国際私法会議での検討の当初から法制審議会国際私法部会小委員会が調査・審議を行い、2001年1月12日開催の法制審議会第132回会議において、同日の諮問第48号⁽²²⁾を受けて国際裁判管轄制度部会が設置されていた。しかし結局、同会議では、2001年6月に開催された第1回外交会議でいくつかの重要な論点につき各国の意見が大きく対立し、結局、合意管轄に限った条約案が作成されるにとどまった⁽²³⁾。この結果について法制審議会報告は「ヨーロッパ諸国は、既にこの点に関する域内統一ルールを有しているため、その一部の国には新条約の作成自体に消極的な意見も見られたにもかかわらず、ヨーロッパ諸国がその作成作業の開始に賛同したのは、一般的かつ広範なルールを定めることにより、米国による裁判管轄権の行使が適正な範囲に制限され、かつ、米国におけるような極めて高額な賠償を命じる判決の承認・執行が制限される可能性があることにメリットを見いだしたという事情があったように思われる」と推測している。ヘーグ国際私法会議の同条約案は、2005年6月30日に管轄合意条約として成立したものの、本来の目標であった国際裁判管轄については条約としてまとまらなかった。ヘーグ国際私法会議の作業が管轄合意にとどまったことを受けて、2005年9月6日の法制審議会総会は「本条約は、管轄合意に対象を限定した小規模な条約となり、管轄原因に関する全世界的なルールが近い将来に作成される見込みは失われてしまったのであるから、我が国としては、社会、経済等の国際化がますます進展している現状にかんがみ、今後、可能な限り早期に包括的な国際裁判管轄規定の整備に着手する必要があると考えるものである」、「(ヘーグ国際私法会議の)条約の内容が縮小変更されたため、仮に本条約を批准して所要の国内法

(22) 「ヘーグ国際私法会議において、民事及び商事に関する管轄、外国判決の承認及び執行に関し、条約の作成のための審議が行われているところ、同条約の内容は我が国の国際民事訴訟法制に大きな影響を与えるものであると思われるので、同条約の内容、その批准の要否、批准を必要とする場合の国内法整備の要否、国内法整備が必要とすれば整備すべき事項の骨子に関して、御意見を承りたい。」というものである。

(23) 拙著『金銭債権の国際化と民事執行』(信山社、2004) 333頁。

整備を行ったとしても、そのみで我が国の国際民事訴訟法制を必要十分に整備することにはならず、諮問の本来の趣旨に応えることができない⁽²⁴⁾」としており、国際裁判管轄について、わが国独自に検討する必要が生じた。

(2) わが国における訴訟競合の解決

国際裁判管轄についてわが国にはブラッセル2 bisのような明快な判断基準がなく、マレーシア航空事件判決が定立したように「国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定する」ことになる。

離婚事件の国際的な競合としてはいくつかの事例がある。

最二判平成8年6月24日⁽²⁵⁾も一種の離婚訴訟の競合事件であった。夫は日本に、妻はドイツに居住する夫婦の事件で、妻が先にドイツの裁判所に離婚の訴えを提起し、その後、夫が日本の裁判所に提起した離婚事件であるが、「離婚請求訴訟においても、被告の住所は国際裁判管轄の有無を決定するに当たって考慮すべき重要な要素であり、被告が我が国に住所を有する場合に我が国の管轄が認められ」ることを原則とするが、ドイツの裁判の訴状の送達が公示送達の方式で行われ、わが国の裁判所が緊急管轄として国際裁判管轄を認めた事件である。原則として、人事訴訟法4条にいう被告の普通裁判籍のある地の裁判所に原則的に管轄が認められることになる。

東京地判平成11年11月4日⁽²⁶⁾は、アメリカ滞在経験を有する日本国籍の夫婦のうち、妻が一人でアメリカに移住し、夫と子は日本に暮らしていると

(24) 2005年9月6日の法制審議会総会決定「諮問第48号に関する審議結果報告」

(25) 最二判平成8年6月24日民集50巻7号1451頁、国際私法判例百選(新法対応補正版第91事件)。

(26) 東京地判平成11年11月4日判タ1023号267頁。

いう状況のもとで、妻が先にアメリカの裁判所に離婚と親権者の指定の訴えを提起し、そのあとで夫が日本の裁判所に離婚および親権者の指定を求める訴えを提起したという事件である。アメリカの裁判手続では、第一審で妻の請求を認容する判決が出たが、夫が上訴しておりこの外国判決は確定していなかった。裁判所は前記の最高裁判決の趣旨を述べたあと、「本件訴訟においては原告と被告はいずれも日本人であり、原、被告ともその実母は日本に居住しており、被告においては、来日中は母親方に滞在することが可能であるばかりか、現に原告との別居後も二度来日し、半月ないし二か月間にわたり滞在していることなど離婚請求訴訟についてあえて被告の住所地であるアメリカ合衆国で審理を行わなければ被告に著しい不利益が生じるような状況にあるとまではいえない」としてわが国の国際裁判管轄を認め、夫の請求を認容している。

また、最二決平成18年7月7日⁽²⁷⁾は、いずれも中国籍でわが国の在留資格をもって居住し、一子を有する夫婦のうち、一方が先に中国の裁判所に離婚、親権者の指定および財産分与を求める訴えを提起し、他方がこれに応訴したところ、請求を認容する判決が言い渡されたために、その後中国で上訴手続をとり、判決が確定していない時点で、中国の裁判で敗訴した者がわが国の裁判所に離婚と親権者の指定などを求める訴えを提起した事件である。第一審は「先行する中国訴訟について既に第1審判決がされており、現在上訴審が係属中であるところ、近い将来、上訴審判決がされてそれが確定に至ることが相当の確実性をもって予測され、かつ、その判決が、民事訴訟法118条所定の各要件を充足し、日本国において承認される可能性が十分にある」として承認予測説を採用し、そのうえで「(わが国)民事訴訟法142条の規定(重複する訴えの提起の禁止)の趣旨を類推して、後訴である本件訴訟は不適法となる」とした。しかし控訴審は「民事訴訟法142条にいう『裁判所』

(27) 最二決平成18年7月7日。第一審は東京家判平成17年3月23日、控訴審は東京高判平成17年9月14日。

には外国の裁判所を含むものではないから、本件が二重起訴に当たらないことはいうまでもない。さらに、上記認定事実によれば、中国における判決が確定しておらず、直ちに判決が出るといった状況にもないこと、控訴人及び被控訴人は、いずれも日本に住所を有し、日本国に永住者としての在留資格を有すること等にかんがみれば、控訴人の日本における裁判を受ける権利を奪ってまで、例外的に民事訴訟法142条を類推適用して本件訴訟を国際的・二重起訴に該当すると解することはできない」として原判決を取り消し、差し戻した。わが国の裁判の原告・控訴人は上告受理の申立てをしたが、最高裁は不受理の決定をした。

ブラッセル2 bis が施行されても、法律関係の当事者が訴訟を提起するのは制約されていないから、訴訟競合は起こりうる。ただ同規則では次の点が明快である。まず、承認予測説をとらないことである。これは他の加盟国の裁判所の判決を自動承認することの帰結である。次に、離婚等の事件、親の子にたいする責任の事件のいずれについても当事者または事件本人の常居所を基準とする国際裁判管轄を明らかにしていることである。ただし、離婚事件では当事者の共通の本国にも、また親の子にたいする責任の事件では関連する離婚事件の管轄裁判所にも国際裁判管轄が認められる結果、訴訟の競合する可能性は高い。この点について、第三として訴訟競合が生じた場合、訴えの係属した日時をもって国際裁判管轄を判断するというシンプルな方法がとられている点も評価することができよう。